

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社ネクストレベル名古屋支店（以下「甲」という。）とネクストレベル名古屋支店労働組合（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第 1 条

本協定は、全派遣社員に適用する。

（賃金の構成）

第 2 条

派遣社員の賃金は、基準内賃金、時間外労働手当、深夜、休日労働手当、通勤手当及び退職金とする。

- 2 基準内賃金とは、基本給に賞与相当額を加えたものをいい、時間外労働手当及び深夜・休日労働手当の基礎となる賃金をいう。

（賃金の決定方法）

第 3 条

派遣社員の基本給及び賞与相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は（別表 1-愛知）のとおりとする。

- 1 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和元年 7 月 8 日職発第 0708 第 2 号 令和 2 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額等について」（以下「通達」という。）に定める「平成 30 年職業安定業務統計」（厚生労働省）の「総合事務員」「医療・介護事務員」「出荷・受荷係事務員」「その他家庭生活支援サービスの職業」「施設介護員」「クリーニング職」「その他の生活衛生サービス」「旅館・ホテル・乗物接客員」「娯楽場等接客員」「その他の農業の職業」「金属製品製造工」「画工・看板製作工」「倉庫作業員」「配達員」「荷造作業員」「ビル・建物清掃員」は業務の実態を踏まえ最も適合する職種がある小分類を使用し、「事務用機器操作の職業」「商品販売の職業」「保健医療サービスの職業」「飲食調理の業務」「その他のサービスの職業」「製品製造・加工処理」「機械組立の職業」「製品検査（金属）」「製品検査（金属除く）」「清掃の職業（清掃全般）」「梱包の職業」「その他の運搬等の職業」の業務については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。
- 2 通勤手当については、基準内賃金とは分離し、第 8 条の通りとする。
- 3 地域調整については、通達に定める「地域指数」の「愛知県」「静岡県」「三重県」「岐阜県」「長野県」により調整する。（添付 A）

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社ネクストレベル名古屋支店（以下「甲」という。）とネクストレベル名古屋支店労働組合（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第 1 条

本協定は、全派遣社員に適用する。

（賃金の構成）

第 2 条

派遣社員の賃金は、基準内賃金、時間外労働手当、深夜、休日労働手当、通勤手当及び退職金とする。

- 2 基準内賃金とは、基本給に賞与相当額を加えたものをいい、時間外労働手当及び深夜・休日労働手当の基礎となる賃金をいう。

（賃金の決定方法）

第 3 条

派遣社員の基本給及び賞与相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は（別表 1-愛知）のとおりとする。

- 1 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和元年 7 月 8 日職発第 0708 第 2 号 令和 2 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額等について」（以下「通達」という。）に定める「平成 30 年職業安定業務統計」（厚生労働省）の「総合事務員」「医療・介護事務員」「出荷・受荷係事務員」「その他家庭生活支援サービスの職業」「施設介護員」「クリーニング職」「その他の生活衛生サービス」「旅館・ホテル・乗物接客員」「娯楽場等接客員」「その他の農業の職業」「金属製品製造工」「画工・看板製作工」「倉庫作業員」「配達員」「荷造作業員」「ビル・建物清掃員」は業務の実態を踏まえ最も適合する職種がある小分類を使用し、「事務用機器操作の職業」「商品販売の職業」「保健医療サービスの職業」「飲食調理の業務」「その他のサービスの職業」「製品製造・加工処理」「機械組立の職業」「製品検査（金属）」「製品検査（金属除く）」「清掃の職業（清掃全般）」「梱包の職業」「その他の運搬等の職業」の業務については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。
- 2 通勤手当については、基準内賃金とは分離し、第 8 条の通りとする。
- 3 地域調整については、通達に定める「地域指数」の「愛知県」「静岡県」「三重県」「岐阜県」「長野県」により調整する。（添付 A）

第4条

派遣社員の基本給及び賞与相当額は、次の各号に掲げる条件を満たした（別表 2-愛知）の通りとする。

- 1 別表 1-愛知の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。
- 2 別表 2-愛知の各等級の職務と別表 1-愛知の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次の通りとすること（添付 B）
 - A ランク：3年
 - B ランク：2年
 - C ランク：1年
 - D ランク：0年

第5条

株式会社ネクストレベルは、第9条に規定による派遣社員の勤務評価（添付 C）に基づいて行った結果、職務の内容等について向上が認められた場合は基本給及び賞与相当額の改善を行う。

- 2 前項の定めにかかわらず、勤務評価の結果が著しく悪い場合は降給を行うことがある。

第6条 派遣社員の退職金の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、別表 1-愛知のとおりとする。

- 2 派遣社員の退職金は、別途「退職金制度」（別紙あ-愛知）において定める。なお、退職金は、前項の表に示したものと比べて次の各号のいずれも満たしたものである。（1）退職金の支給に必要な最低勤続年数が同年数以下であること
（2）勤続対象月は 80 時間勤務した月とする。それ以下の勤務時間月は含まない。
（3）退職時の勤続年数ごとの退職金の支給月数が同月数以上であること

第7条 時間外労働手当及び深夜・休日労働手当は、労働基準法の定めに従って支給する。

第8条 通勤手当は、派遣社員に対して月額 50,000 円を上限として、実働時間あたり 72 円/時間を支給する事とする。

（賃金の決定に当たっての評価）

第9条 基本給及び賞与相当額は、定期的に行う勤務評価の結果に基づいて決定する。勤務評価は（添付 C）によって実施する。

（賃金以外の待遇）

第10条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲、その他の事情を勘案して通常の労働者（派遣労働者を除く。）との均等・均衡待遇を保つものとする。

(賃金以外の待遇)

第 11 条 労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「キャリアコンサルティング (添付 D)」に従って実施する。

(その他)

第 12 条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

2 本協定に定めた事項についても、労使で誠実に協議して合意したものについては改定する。

(有効期間)

第 13 条 本協定の有効期間は、2024年4月1日から2025年3月31日までの1年間とする。

2023年 3月27日

株式会社ネクストレベル 取締役人事部長 志村 康夫
過半数労働者代表 安川 唯紀

添付 A 平成30年度職業安定業務統計
による地域指数

| | |
|-----|-------|
| 全国計 | 100.0 |
| 北海道 | 92.0 |
| 青森 | 83.6 |
| 岩手 | 86.7 |
| 宮城 | 96.8 |
| 秋田 | 85.5 |
| 山形 | 88.6 |
| 福島 | 92.3 |
| 茨城 | 99.9 |
| 栃木 | 98.5 |
| 群馬 | 98.5 |
| 土埼玉 | 105.5 |
| 千葉 | 105.5 |
| 東京 | 114.1 |
| 神奈川 | 109.5 |
| 新潟 | 93.9 |
| 富山 | 97.5 |
| 石川 | 97.2 |
| 福井 | 97.2 |
| 山梨 | 98.3 |
| 長野 | 97.4 |
| 岐阜 | 99.9 |
| 静岡 | 100.0 |
| 愛知 | 105.4 |
| 三重 | 98.6 |
| 滋賀 | 98.7 |
| 京都 | 101.5 |
| 大阪 | 108.3 |
| 兵庫 | 101.8 |
| 奈良 | 100.4 |
| 和歌山 | 92.2 |
| 鳥取 | 88.9 |
| 島根 | 87.2 |
| 岡山 | 96.2 |
| 広島 | 97.7 |
| 山口 | 91.0 |
| 徳島 | 91.2 |
| 香川 | 95.9 |
| 愛媛 | 90.1 |
| 高知 | 87.5 |
| 福岡 | 91.8 |
| 佐賀 | 86.0 |
| 長崎 | 84.5 |
| 熊本 | 87.6 |
| 大分 | 89.9 |
| 宮崎 | 84.8 |
| 鹿児島 | 86.4 |
| 沖縄 | 84.4 |

※平成3。年度にハローワークで受理した無期かつフルタイムの求人に係る求人賃金(月給)の上限額と下限額の間値の平均の全国計を100として、職業大区分の構成比の違いを除去して指数化

添付 B

等級内訳

| 等級 | D | C | B | A |
|-------------------|--------------------------|------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|
| 職務要素 | | | | |
| 役割 | マニュアルや指揮命令者の指導を受けて遂行する業務 | 業務の知識を身につけて1人で遂行していく業務 | C等級の「役割」に加えて、中核的業務は統括補助業務・新人指導 | B等級の「役割」に加えて、中核的業務は非定型業務への対応・統括業務 |
| コミュニケーション ・交渉力 | 必要 無 | 一部必要 | 社内窓口対応 | 社外窓口対応 |
| | | 社内連絡・調整 | | クレーム対応等 |

添付C 勤務評価

| | 評価者 | 評価項目 | 評価内容 |
|---|------------------------|----------------|-------------------|
| ① | 派遣先からヒアリング 後、派遣元が判断 | 業務内容 &責任の程度 | 処理範囲・難易度・責任範囲 |
| ② | 派遣先からヒアリング 後、派遣元が判断 | 成果 | 業務の完成度、派遣先への貢献度 |
| ③ | 派遣先からヒアリング 後、派遣元が判断 | 意欲 | 業務への取り組み姿勢・意欲 |
| ④ | 派遣先からヒアリング 後、派遣元が判断 | 能力・経験 | 処理能力（資格取得） |
| ⑤ | 派遣元 | 勤怠&勤務態度 | 遅刻・欠勤、報告・連絡・相談の対応 |

添付 D

キャリアコンサルティング予定

| 教育訓練名 | 対象者 | 賃金支給 | 費用負担 |
|--------------------|------------------------|------|------|
| 新規採用訓練 | 全労働者 | 有給 | 無償 |
| ビジネスマナー研修(年副) | 全派遣労働者 | 有給 | 無償 |
| 運搬研修(一年目) | 運搬に関わる業務で派遣される労働者 | 有給 | 無償 |
| 運搬研修(2年目) | 運搬に関わる業務で派遣される労働者 | 有給 | 無償 |
| 運搬研修⑬年副 | 運搬に関わる業務で派遣される労働者 | 有給 | 無償 |
| 。fficeソフト操作研修(一年目) | 一般事務で派遣される労働者 | 有給 | 無償 |
| 。fficeソフト操作研修⑩年目) | 一般事務で派遣される労働者 | 有給 | 無償 |
| 。fficeソフト操作研修⑬年目) | 一般事務で派遣される労働者 | 有給 | 無償 |
| 接客マナー研修(年副) | 接客・販売業務で派遣される労働者 | 有給 | 無償 |
| 接客マナー石汗イ[参(2年目) | 接客・販売業務で派遣される労働者 | 有給 | 無償 |
| 接客マナー研修⑬年副 | 接客・販売業務で派遣される労働者 | 有給 | 無償 |
| 倉庫内業務基礎研修(年副) | 倉庫内業務で派遣される労働者 | △ | |
| 倉庫内業務基礎研修(年副) | 倉庫内業務で派遣される労働者 | 有給 | 無償 |
| 倉庫内業務基礎研修⑬年副 | 倉庫内業務で派遣される労働者 | 有給 | 無償 |
| 配布業務基礎研修(一年目) | ポスティング・サンプリングで派遣される労働者 | 有給 | 無償 |
| 配布業務基礎研修(年副) | ポスティング・サンプリングで派遣される労働者 | 有給 | 無償 |
| 配布業務基礎研修⑬年副 | ポスティング・サンプリングで派遣される労働者 | 有給 | 無償 |
| 受付・案内研修(年副) | 受付・案内誘導業務で派遣される労働者 | 有給 | 無償 |
| 受付・案内研修(年副) | 受付・案内誘導業務で派遣される労働者 | 有給 | 無償 |
| 受付・案内研修⑬年副 | 受付・案内誘導業務で派遣される労働者 | 有給 | 無償 |
| 清掃業務研修(年副) | 清掃に係わる業務に派遣される労働者 | 有給 | 無償 |
| 清掃業務研修(年副) | 清掃に係わる業務に派遣される労働者 | 有給 | 無償 |
| 清掃業務研修⑬年副 | 清掃に係わる業務に派遣される労働者 | 有給 | 無償 |
| 設営・撤去研修(年副) | 会場設営や撤去に関する業務に派遣される労働者 | △ | |
| 設営・撤去石汗イ[参(2年目) | 会場設営や撤去に関する業務に派遣される労働者 | 有給 | 無償 |
| 設営・撤去研修⑬年副 | 会場設営や撤去に関する業務に派遣される労働者 | 有給 | 無償 |
| リーダー研修(2年目) | 全派遣労働者 | 有給 | 無償 |
| 班長研修(3年目) | 全派遣労働者 | 有給 | 無償 |
| 主任研修(M年目以降) | 全派遣労働者 | 有給 | 無償 |